

○運輸委員会

内閣提出法律案（二件）

号 番	件 名	院 議 先	月 提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考	
29※	日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	衆	二、 三、二〇	委員会付託 二、 五、二八 (予)	委員会議決 二、 六、一四 本会議議決 二、 六、一五	委員会付託 二、 三、二〇 委員会議決 二、 五、二九 本会議議決 二、 五、三一	
30※	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	ク	三、 三、二〇	三、 三、二〇 (予)	可 決 六、 六、一九 可 決 六、 六、二〇	可 決 六、 六、五 可 決 六、 六、七	

国会の承認を求めるの件（一件）

号 番	件 名	院 議 先	月 提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考	
1	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	二、 三、二〇	委員会付託 二、 三、二〇 (予)	委員会議決 二、 六、一九 本会議議決 二、 六、二〇	委員会付託 二、 三、二〇 委員会議決 二、 六、五 本会議議決 二、 六、七	

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団（以下、「事業団」という。）の処理すべき債務の着実な減少が図られるようにするための事業団の財政基盤の整備に資するため、平成二年度において特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府が、帝都高速鉄道交通営団に対する事業団の出資持ち分の全部について譲渡を受けるとともに、当該出資持ち分の適正な価額に相当する額の事業団の有利子債務等を一般会計において承継すること。
- 二、事業団の政府からの無利子貸付金について、据置期間を延長することができるようにすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務

が累増している事態に対処して、政府が平成二年度において、帝都高速鉄道交通営団に対する清算事業団の出資持ち分を全部を譲り受けるとともに、当該出資持ち分の適正な価額に相当する額の清算事業団の有利子債務等を一般会計において承継する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、土地処分及びJR株式売却のあり方、既設新幹線施設の買い取り問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本案は、日本船舶への外国人船員の導入の拡大が実施される等の我が国船員をめぐる環境の変化を踏まえ、外国船

への配乗を促進する等日本人船員について海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るため、船員雇用促進センターが船員労務供給事業を行うことができるようにするとともに、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業と生活の安定を図るための関係法律の特例適用等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船員雇用促進センターの事業として、船員労務供給事業を追加し、これに伴い、船員職業安定法の船員労務供給事業の禁止等の規定は、同センターについては適用しないこととする。

二、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業は、一定の基準に適合する者の中から同センターが雇用する者について行い、一定の場合においては、同センターが行う登録を受けた者についても行うことができることとする。

三、船員雇用促進センターは、労務供給船員の雇用の手続きに関する事項、船員労務供給契約において定める事項等に関し船員労務供給規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

四、船員雇用促進センターが雇用し、外国船へ労務供給さ

れる船員についても船員法及び船員保険法の規定を適用する等関係法律の適用に関する特例措置を講ずる。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、日本船舶への外国人船員の導入が実施されるなど、我が国船員をめぐる環境の変化を踏まえ、外国船への配乗を促進する等日本人船員について海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るため、船員雇用促進センターが新たに船員労務供給事業を実施できるようにするとともに、当該事業の適正な運営を確保するための措置並びに当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るため、関係法律の特例適用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国外航海運の位置付け、内航船員の労働条件の改善、新マルシップ混乗船の今後の見

通し、今後の外航船員の確保・育成対策等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって、御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より、反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、田淵理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る七項目の附帯決議案が提出され全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置に關し承認を求めめるの件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録事務の現状にかんがみ、埼玉県春日部に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は、全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めめるの件（閣承認第一号）

要旨

本承認案件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に關する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条の規定により、埼玉県春日部に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置するに当たり、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

前ページ参照